

平成24年6月13日（水曜日）

議事日程第4号

平成24年6月13日（水曜日）午前10時開議

- 第1. 追加提出議案の説明並びに質疑
議案第114号から議案第122号まで 9件
- 第2. 議案第114号 由利本荘市教育委員会委員の任命について
- 第3. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）
- 第4. 委員長審査報告
- 第5. 議案第88号 由利本荘市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 第6. 議案第89号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例案
- 第7. 議案第90号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第8. 議案第91号 由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 第9. 議案第92号 由利本荘市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第10. 議案第93号 由利本荘市医師確保奨学資金貸付条例の一部を改正する条例案
- 第11. 議案第94号 由利本荘市乳幼児健康支援一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12. 議案第95号 由利本荘市子育て支援金条例の一部を改正する条例案
- 第13. 議案第96号 由利本荘市長寿祝金条例の一部を改正する条例案
- 第14. 議案第97号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案
- 第15. 議案第98号 由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 第16. 議案第99号 由利本荘市さけ・ます増殖施設条例を廃止する条例案
- 第17. 議案第100号 由利橋架替事業上部工工事請負変更契約の締結について
- 第18. 議案第101号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第19. 議案第103号 平成24年度由利本荘市一般会計補正予算（第5号）
- 第20. 議案第104号 平成24年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第1号）
- 第21. 議案第105号 平成24年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第2号）
- 第22. 議案第106号 平成24年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23. 議案第107号 平成24年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第24. 議案第108号 平成24年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第25. 議案第109号 平成24年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 第26. 議案第110号 平成24年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第1号)
- 第27. 議案第111号 平成24年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第28. 議案第112号 平成24年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第29. 議案第113号 平成24年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第1号)
- 第30. 議案第115号 物品(除雪グレーダ)購入契約の締結について
- 第31. 議案第116号 物品(ロータリ除雪車)購入契約の締結について
- 第32. 議案第117号 物品(小型ロータリ除雪車)購入契約の締結について
- 第33. 議案第118号 物品(除雪ドーザ)購入契約の締結について
- 第34. 議案第119号 物品(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車)購入契約の締結について
- 第35. 議案第120号 水林球場グラウンド整備工事請負契約の締結について
- 第36. 議案第121号 本荘文化会館等解体工事請負変更契約の締結について
- 第37. 議案第122号 平成24年度由利本荘市一般会計補正予算(第6号)
- 第38. 継続審査中の平成23年陳情第14号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての陳情
- 第39. 継続審査中の平成23年陳情第16号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める意見書提出についての陳情
- 第40. 継続審査について
- 継続審査中の陳情第3号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出についての陳情
- 継続審査中の陳情第6号 公的年金の改悪に反対する意見書提出についての陳情
- 継続審査中の平成23年陳情第8号 「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める意見書提出についての陳情
- 継続審査中の平成23年陳情第12号 「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書提出についての陳情

本日の会議に付した事件
議事日程第4号のとおり

出席議員(29人)

1番 渡部 功	2番 伊藤 岩 夫	3番 佐々木 隆 一	
4番 作佐部 直	5番 堀川 喜久雄	6番 湊 貴 信	

7番	高橋信雄	8番	渡部聖一	9番	若林徹
10番	高橋和子	11番	堀友子	12番	佐藤勇
13番	今野晃治	14番	今野英元	15番	渡部専一
16番	大関嘉一	17番	長沼久利	18番	伊藤順男
19番	佐藤賢一	20番	鈴木和夫	21番	井島市太郎
22番	齋藤作圓	23番	佐々木勝二	24番	本間明
25番	佐々木慶治	26番	佐藤讓司	27番	土田与七郎
29番	村上亨	30番	三浦秀雄		

欠席議員（1人）

28番 佐藤竹夫

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	藤原由美子
副市長	石川裕	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	阿部太津夫
企画調整部長	土田隆男	市民福祉部長	大庭司
農林水産部長	佐藤一喜	商工観光部長	渡部進
建設部長	伊藤篤	矢島総合支所長	佐藤晃一
岩城総合支所長	今野光志	由利総合支所長	三浦貞一
大内総合支所長	伊藤久	東由利総合支所長	佐々木喜隆
西目総合支所長	佐々木政徳	教育次長	佐々木了三
消防長	伊藤敬一		

議会事務局職員出席者

局長	三浦清久	次長	佐々木智
書記	高橋知哉	書記	小松和美
書記	鈴木司	書記	今野信幸

午前10時00分 開 議

○議長（渡部功君） おはようございます。

雲一つない晴天のもと、鳥海山がとても美しく感じられます。気温も上がるようでありますので、暑い方はどうぞ上着をお取りいただいて会議に臨んでいただきたいと思います。

ただいまから本日の会議を開きます。

28番佐藤竹夫君より欠席の届け出があります。

出席議員は29名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

○議長（渡部功君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第114号から議案第122号までの9件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

追加提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、6月1日に判明しました、長寿支援課の老人保護措置事務の不適切な事務処理についてであります。

このたびの事務処理は、養護老人ホーム寿荘入所者の扶養義務者6名の方に対する、平成23年7月から12月分、65万6,400円分の納入通知書が未発行であり、そのうちの5名分、60万2,400円を職員が立てかえて市に納入したものであります。

長寿支援課では、6月3日から、職員が立てかえ納付した5名の方々のうち、市内に住む4名の方々の自宅を訪問するなど、直接事情を説明し、おわびを申し上げるとともに、今後の納入等についての御理解をお願いいたしております。

また、県外に住む1名の方につきましても、電話で事情を説明し、今後の負担金納入等についての御理解をお願いいたしております。

職員が立てかえ納入した負担金については、今年度の一般会計予算において予備費充用で還付する事務を進めておりますので、御理解をお願いいたします。

このたびの不適切な事務処理につきましては、関係事務を1人の職員に担当させていたことと、決裁・チェック体制が機能していなかったこと、課長等の管理監督が十分に行われていなかったことが要因であり、6月11日付で、事務担当者を初め管理監督の立場にある市民福祉部長、市民福祉部政策監、長寿支援課長及び職員1人を戒告処分としました。

また、さきに御報告申し上げております道路側溝汚泥の不適切処理につきましては、同日付で、市民福祉部生活環境課の次長兼課長と職員2人及び建設部建設管理課の次長兼課長と職員1人を戒告処分、建設管理課の職員3人を厳重注意とし、管理監督の立場にある市民福祉部長と建設部長を訓告処分としました。

事務の執行について、法令等の遵守、チェック体制の再点検等を職員に指示するとともに、公務員としての責務を改めて深く自覚し、市政に対する信頼の回復に努めるよう厳しく訓示したところであります。

不適切な事務執行が相次いでいることにつきまして、市民の皆様には心からおわびを申し上げますとともに、今後は全庁を挙げて適切な事務執行に取り組んでまいりますので、議員の皆様からも御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げます。

次に、東日本大震災による災害廃棄物試験焼却の日程等についてであります。

災害廃棄物の試験焼却の実施時期につきましては、今定例会初日に、岩手県野田村の破砕・選別施設が本格的な稼働となる6月下旬以降になると報告いたしております。

その後、秋田県との間で詳細な日程や経費等について協議を進めておりますが、秋田県内で試験焼却を予定している他の自治体との日程調整が必要となることから、現段階では7月中旬に実施の方向で調整を進めております。

また、試験焼却実施に当たり、施設周辺住民を対象とした南内越地区・小友地区連絡協議会の設立総会を、あす6月14日に開催し、市と周辺地域との情報の共有を図り、住民の安全と安心を確保することに努めてまいります。

さらに、施設周辺地域住民のほか、市民を対象とした岩手県野田村の現地視察について7月6日に実施することで調整を進めており、6月15日に発行する広報で参加者の募集をすることにしております。

以上で報告を終わります。

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました案件は、人事案件1件、契約締結案件7件、予算関係1件の計9件であります。

初めに、議案第114号由利本荘市教育委員会委員の任命についてであります。

これは、教育委員大越英雄氏の任期満了に伴い、後任といたしまして桑山明久氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

人事案件に係る桑山明久氏の略歴につきましては、お手元に配付いたしました履歴書のとおりであります。

次に、契約締結案件であります。

初めに、物品購入契約に係る契約締結案件であります。

議案第115号は、本荘地域に配備する除雪グレーダについて、キャタピラー東北株式会社本荘営業所と、議案第116号は、矢島地域に配備するロータリ除雪車について、打川自動車株式会社と、議案第117号は、岩城地域と矢島地域に配備する小型ロータリ除雪車について、株式会社KCMJ秋田営業所と、議案第118号は、大内地域、東由利地域、西目地域及び鳥海地域に配備する除雪ドーザについて、コマツ秋田株式会社由利支店と、議案第119号は、矢島消防署に配備する災害対応特殊水槽つき消防ポンプ自動車（Ⅱ型）について、猿田興業株式会社と契約締結するに当たり、それぞれ議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第120号水林球場グラウンド整備工事請負契約の締結についてであります。これは、グラウンド全体にロングパイル人工芝の設置工事などを行うものであり、日本フィールド・村岡・長田特定建設工事共同企業体代表者、日本フィールドシステム株式会社東北支店秋田営業所と契約締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第121号本荘文化会館等解体工事請負変更契約の締結についてであります。これは、既存設備機器等解体撤去など工事内容の一部を変更することに伴うものであり、伊藤工業株式会社岩城支店と変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第122号平成24年度一般会計補正予算（第6号）であります。

主な内容といたしましては、総務費では、記者会見用バックパネル購入費及び大内北

内越財産区支障木撤去委託料を追加しようとするものであります。

民生費では、北海道・東北ブロック保育研究大会で秋田県代表として発表する職員の旅費を追加しようとするものであります。

衛生費では、災害廃棄物試験焼却費用及び西目最終処分場モニタリング調査委託料を追加しようとするものであります。

労働費では、実践型地域雇用創造事業の採択に伴い、事業主体であります由利本荘市地域雇用創造協議会への補助金及び貸付金を追加しようとするものであります。

農林水産業費では、私有林の災害復旧事業単独補助金を追加しようとするものであります。

商工費では、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業の採択に伴い、事業主体であります鳥海山文化de元気実行委員会への貸付金及び桑ノ木台湿原管理費用を追加しようとするものであります。

土木費では、本荘公園の整備費用を追加しようとするものであります。

教育費では、第83回都市対抗野球大会出場費補助金及びポートプラザアクアパルの防犯対策費用を追加しようとするものであります。

災害復旧費では、雪解けに伴い、新たに判明した林道の災害復旧費用を追加しようとするものであります。

財源には県支出金、繰越金、諸収入を充て、歳入歳出それぞれ9,398万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ479億2,634万円にしようとするものであります。

なお、補正予算の主な内容につきましては、お手元に配付いたしております補正予算概要を御参考にしていただきたいと思います。

以上が、本日追加提出いたしました議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第114号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第114号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第114号については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第114号については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

本日追加提出されました議案第115号から議案第122号までの8件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時13分 休 憩

午前10時14分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第115号から議案第122号までの8件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（渡部功君） 日程第2、議案第114号由利本荘市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案の採決は無記名投票をもって行います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【小松書記議場閉鎖】

○議長（渡部功君） ただいまの出席議員は、議長を除く28名であります。

これより投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

【高橋、小松、鈴木、今野書記投票用紙配付】

○議長（渡部功君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【高橋書記投票箱確認】

○議長（渡部功君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。原案に同意する諸君は「賛成」と、原案に不同意の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、それ以外の記載については、否とみなします。

また、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

繰り返します。原案に同意する諸君は「賛成」と、不同意の諸君は「反対」と記載してください。十分御留意をお願いいたします。

点呼を命じます。

【佐々木次長の点呼に応じ各議員投票】

○議長（渡部功君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【小松書記議場開鎖】

○議長（渡部功君） これより開票を行います。

この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番堀川喜久雄君、6番湊貴信君、9番若林徹君の3名を指名いたします。よって、3名の諸君の立ち会いをお願いいたします。

【立会人堀川喜久雄君、湊貴信君、若林徹君の立ち会いの上、
佐々木次長、鈴木書記開票】

○議長（渡部功君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数28票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票28票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成27票、反対1票。

以上のおとおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって議案第114号由利本荘市教育委員会委員の任命については、桑山明久氏を教育委員会委員に任命することについて同意することに決定いたしました。

この際、ただいま同意されました桑山明久氏がお見えになっておりますので、御挨拶をお願いいたします。

【桑山明久君登壇】

○（桑山明久君） おはようございます。桑山明久と申します。

ただいま由利本荘市教育委員会委員に同意されましたことを大変光栄に存じます。もとより浅学非才の身であります。微力を傾けまして、由利本荘市の教育の向上に力を尽くすことができると念じております。非常になれない職務でありますので、多々不備なところもあるかと存じます。ぜひ皆様方の御指導をいただきながら職責を全うしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（渡部功君） 日程第3、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております付託表のおとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（渡部功君） 日程第4、これより議案第88号から議案第101号までの14件、議案第103号から議案第113号までの11件及び議案第115号から議案第122号までの8件並びに継続審査中の陳情第3号及び陳情第6号並びに継続審査中の平成23年陳情第8号、陳情第12号、陳情第14号及び陳情第16号の6件の計39件を一括上程し、各委員会の審査の経

過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。7番高橋信雄君。

【総務常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○総務常任委員長（高橋信雄君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

このたびの定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日の追加分を含め、初日議決いたしました補正予算1件を除き、条例関係1件、補正予算4件の計5件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

最初に、議案第89号税条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、地方税法の改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

この条例の一部改正については、上位法の改正に伴うものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算についてであります。

議案第103号一般会計補正予算（第5号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入12款、15款、16款、18款から21款、歳出1款、2款、9款、12款、13款及び地方債の変更であります。

各款の職員人件費以外の歳入歳出の主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入についてであります。12款負担金及び分担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業者分担金の増額、本荘東由利土地改良区総代選挙費負担金の減額であります。

15款県支出金は、移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金、経済センサス調査費委託金の増額であります。

16款財産収入は、立木売払収入の増額であります。

18款繰入金は、繰り上げ償還に充当するための減債基金繰入金の増額、雇用支援対策助成金に充当するための地域雇用創出推進基金繰入金の増額、産学共同研究開発助成事業補助金に充当するための住民生活に光をそそぐ交付金基金繰入金の増額であります。

19款繰越金は、歳出に係る一般財源分としての前年度繰越金の増額であります。

20款諸収入は、建物共済保険収入及び職員研修費助成金の増額であります。

21款市債は、移動通信用鉄塔施設整備事業債の増額であります。

歳出につきましては、1款議会費は、議員報酬等の増額、2款総務費は、分譲地管理費、統一条件配当金、長者屋敷地区の移動通信用鉄塔施設整備費、由利地域公共施設等樹木管理委託料、東由利総合支所・西目総合支所への太陽光発電施設設置費、鳥海山ろく線運営促進事業費、矢島駅舎インフォメーションセンター雪害修繕費などの増額のほか、情報センター繰出金、本荘東由利土地改良区総代選挙費の減額などが主なものであります。

9款消防費は、4月3日から4日にかけての暴風と高波による災害により破損した標高等標示看板の製作・設置費、防災行政無線設備の修繕料の増額であります。

12款公債費は、減債基金を活用し、繰り上げ償還に伴う長期債償還元金を7億8,951万6,000円増額しようとするものであります。

13款諸支出金は、土地開発公社費について、本荘由利総合福祉エリア用地購入費の繰り上げ償還分として1億6,421万2,000円増額しようとするものであります。

また、地方債補正では、道路改良事業など3事業において起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第105号情報センター特別会計補正予算（第2号）であります。これは、職員人件費に係る経費を減額するもので、一般会計繰入金で調整し、歳入歳出を706万6,000円減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ3億6,321万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第111号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）であります。これは、一般会計繰出金を増額するもので、基金繰入金で調整し、歳入歳出に10万円を追加、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ87万6,000円にしようとするものであります。

次に、本日追加提出されました補正予算についてであります。

議案第122号一般会計補正予算（第6号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款、歳出2款であります。

歳入につきましては、歳出に係る一般財源分として、繰越金を2,903万1,000円増額しようとするものであります。

歳出につきましては、2款総務費1項総務管理費において、記者会見用バックパネル購入費及び大内北内越財産区有地の支障木撤去委託料を追加しようとするものであります。

以上、一般会計補正予算の当常任委員会付託分及び情報センター、松ヶ崎財産区の各特別会計の補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の平成23年陳情第8号「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める意見書提出についての陳情、並びに平成23年陳情第12号「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書提出についての陳情についてであります。この2件の陳情につきましては、なお審査の要ありとし、継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番鈴木和夫君。

【教育民生常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

○教育民生常任委員長（鈴木和夫君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託された案件を除き、本日追加提出された案件を含め、条例関係8件、補正予算4件、契約関係3件、その他1件の計16件であります。

なお、これに継続審査中の陳情4件を加えました20件の審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第90号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、平成24年度の国民健康保険税の税率について、実質単年度収支が3年連続

で黒字であること、財政調整基金及び繰越金にある程度の余裕があることや、現在の税率が県内でも高い水準にあることを踏まえて変更するものであり、全体として被保険者の負担軽減を図るものであります。

なお、この税率変更により1億8,200万円余りの単年度赤字が見込まれますが、繰越金や基金などの余裕財源で賄うとのことであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第91号印鑑条例の一部を改正する条例案から議案第96号長寿祝金条例の一部を改正する条例案までについてであります。これらは住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止により、本年7月9日より、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることなどから、関係規定を整備しようとするものであります。

なお、議案第92号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、秋田県からの事務権限移譲により、母体保護法施行令に基づく受胎調節実地指導員指定証の交付等に係る手数料の規定をあわせて追加しようとするものであります。

次に、議案第98号火災予防条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、総務省令の一部改正に伴い、電気自動車用の急速充電設備の位置、構造及び管理に関する規定を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました8件の条例の一部改正につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第101号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。これは、さきに述べました住民基本台帳法等の改正等により必要となる規約の一部変更に関して、関係市町村との協議について議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第103号一般会計補正予算（第5号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入12款、14款、15款、17款、20款と歳出2款から4款、9款、10款についてであります。

また、職員人件費については、4月1日付の定期人事異動に伴う補正でありますので、人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。12款分担金及び負担金では、7月から開設する下川大内学童クラブ及び上川大内学童クラブに係る保護者負担金の増額であります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金の増額が主なものであります。

15款県支出金では、東由利総合支所及び西目総合支所への太陽光発電設備の整備に係る、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業補助金の追加が主なものであります。

17款寄付金では、中央図書館図書購入寄附金の追加であります。

20款諸収入では、笹子交流広場あずまやの雪害による修繕に係る建物災害共済金の増額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費は、3項1目戸籍住民基本台帳費の減額であります。

3款民生費では、1項社会福祉費において、障がい者自立支援費及び介護資格取得・介護労働力確保事業に係る経費の増額が主なものであります。

また、2項児童福祉費では、下川大内学童クラブ及び上川大内学童クラブに係る運営経費の増額が主なものであります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、診療所運営特別会計繰出金の減額、平成23年度がん検診推進事業費補助金の超過交付分の返還に係る経費の追加が主なものであります。

また、2項清掃費においては、災害廃棄物処理に伴う住民視察費用の追加のほか、不法投棄対策費の増額が主なものであります。

9款消防費では、消防団車両の法定点検に係る修繕料及び手数料のほか、消火栓移設修繕等に係る経費の増額が主なものであります。

10款教育費では、1項教育総務費において、大内地域軽井沢のスクールバス運行事業について、コミュニティーバス運行業務委託に組み入れたことに伴う事業費の減額が主なものであります。

また、2項小学校費においては、鶴舞小学校天窓修繕に係る経費や矢島小学校及び直根小学校に係る秋田発・子ども双方向交流プロジェクト事業補助金の追加が主なものであります。

また、3項中学校費においては、ALT招致事業費や本荘東中学校エアコン修繕に係る経費の増額が主なものであります。

また、4項幼稚園費においては、西目幼稚園運営費の増額であります。

また、5項社会教育費においては、国民文化祭実行委員会への補助金のほか、ウッディホールこだま及び小友公民館の修繕に係る経費の増額が主なものであります。

また、6項保健体育費においては、旧本荘体育館解体工事に係る設計業務委託料及び工事請負費等の追加が主なものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第104号診療所運営特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金金の減額であり、歳出では、人事異動に伴う職員人件費の減額のほか、超音波診断装置リース料の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ984万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億4,859万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第106号介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、繰越金の増額であり、歳出では、人事異動に伴う職員人件費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ1,001万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を9億1,719万2,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の特別会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

初めに、議案第119号物品（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）購入契約の締結についてであります。これは、矢島消防署に配備する災害対応特殊水槽つき消防ポンプ自動車の購入について、指名競争入札の結果、猿田興業株式会社と5,241万6,000円で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第120号水林球場グラウンド整備工事請負契約の締結についてであります。これは、人工芝敷設工を主とする水林球場グラウンド整備工事について、条件つき一般競争入札の結果、日本フィールド・村岡・長田特定建設工事共同企業体代表者、日本フィールドシステム株式会社東北支店秋田営業所と2億2,207万5,000円で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第121号本荘文化会館等解体工事請負変更契約の締結についてであります。これは、今年3月の第1回定例会で議決され、伊藤工業株式会社岩城支店と契約金額1億6,054万5,000円で締結された契約を変更しようとするものであります。

その内容は、内部解体作業中にボイラー関連設備等にアスベストが含まれていることが判明したことから、その除去作業などが必要になったことにより、工事内容を一部変更しようとするものであり、契約金額を628万2,150円増額し、1億6,682万7,150円に変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の契約関係の案件につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第122号一般会計補正予算（第6号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入15款と歳出3款、4款、10款についてであります。

初めに、歳入15款県支出金では、災害廃棄物の試験焼却実施に伴う災害廃棄物処理事業費補助金27万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳出についてであります。3款民生費では、北海道・東北ブロック保育研究大会に秋田県代表として職員が参加するための笹子保育園運営費の増額であります。

4款衛生費では、災害廃棄物の試験焼却実施に伴う空間放射線量測定などに係る経費を追加するほか、今年度廃止予定であった西目地域猿田埋立処分場の地下水から基準を上回るヒ素が検出されたことに伴い、モニタリング調査を継続する必要があることによる関連経費の増額であります。

10款教育費では、第83回都市対抗野球大会への出場を決めたTDK硬式野球部への補助金100万円のほか、アクアパル2階のテナント部分に、防犯上の理由からアコーディオンカーテンを設置するための経費を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、委員より「災害廃棄物の試験焼却実施に伴い、市独自で行う空間放射線量測定などに係る経費については国・県の費用負担とすべきであり、今後、本格的な受け入れの可能性も視野に入れ、国・県と十分協議していただきたい」との要望がありましたことを申し添えます。

最後に、継続審査中の陳情について御報告申し上げます。

初めに、継続審査中の陳情第3号子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出についての陳情についてであります。子ども・子育て新システムについては、現在、国会で関係法案を審議中であり、その動向を見きわめる必要があることから、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の陳情第6号公的年金の改悪に反対する意見書提出についての陳情

についてであります。採択すべきという意見もありましたが、年金制度については不明な点が多いことから、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成23年陳情第14号消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての陳情につきましては、採択すべきという意見もありましたが、最低保障年金制度の創設は必要と思うが、消費税によらないとすれば財源の問題はどうするのかなどの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成23年陳情第16号無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める意見書提出についての陳情につきましては、採択すべきという意見もありましたが、個々の事情を精査せずに国庫負担分を一律で支給することには問題があるなどの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査の報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。16番大関嘉一君。

【産業経済常任委員長（大関嘉一君）登壇】

○産業経済常任委員長（大関嘉一君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出されました案件を含めまして、条例関係1件、補正予算3件の計4件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第99号さけ・ます増殖施設条例を廃止する条例案であります。これは、道川漁業生産組合の解散に伴い、岩城地域内道川地区にある当該市有施設を解体するため条例を廃止しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第103号一般会計補正予算（第5号）であります。人事異動に伴う人件費等を除き、当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

14款国庫支出金につきましては、国庫補助の採択に伴う、地域職業訓練センター設備整備等事業費補助金の追加であります。

15款県支出金につきましては、15事業で35名の雇用を予定する緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の増額が主なものであります。なお、この事業につきましては、現在の雇用情勢を勘案し、当地域に重点的に財源措置されたものとの説明を受けております。

20款諸収入につきましては、雪害により破損した農林業施設及び観光施設における保険収入の追加であります。

続いて、歳出であります。

5款労働費につきましては、市内の求職者を中途採用する事業所に対する助成金、職業訓練センター空調設備改修工事に要する経費の追加であります。

6款農林水産業費1項農業費につきましては、2目農業総務費では、プラム果汁を原料

とした地域特産品開発促進事業に係る委託料の追加が主なものであります。

3目農業振興費は、農畜産物放射線測定事業費補助金の増額であります。

4目農業施設費では、雪害及び風害により破損した施設修繕費の増額が主なものであります。

5目畜産業費は、肥育素牛の導入に係る利子補給費補助金の増額であります。

6目畜産業施設費では、畜産センターや家畜糞尿処理施設の修繕費の増額が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、研修集会施設の修繕費が主なものであります。

6款3項水産業費につきましては、暴風による側溝の埋塞処理に係る松ヶ崎漁港管理費の増額が主なものであります。

7款商工費1項商工費につきましては、1目商工総務費では、企業情報データベース化事業に係る賃金の追加が主なものであります。

2目商工振興費は、買い物動向実態調査事業、また、市内のお店紹介サイトを活用する地域情報発信強化事業に係る委託料の追加であります。

3目工業振興費は、事業年度の変更に伴う産学共同研究開発助成事業補助金の増額、岩城風力発電所の風車遠隔監視機器の更新経費の追加が主なものであります。

5目観光費では、鳥海山スポーツ観光情報発信事業に係る賃金の追加、ジャージーチーズの販売拡大のための鳥海高原乳製品販売多角化事業に係る委託料の追加が主なものであります。

6目観光施設費では、観光施設の修繕費の増額、無料シャトルバスの運行など桑ノ木台湿原魅力アップ事業に係る委託料の増額のほか、前年度の市における前売り回数券販売収入にかかわる、今年度から指定管理者制度を導入した温泉入浴施設に対しての補填経費も計上されております。

11款災害復旧費につきましては、融雪及び暴風被害による林道災害復旧単独事業費の追加が主なものであります。

次に、債務負担行為補正であります。平成24年度秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業につきましては、今回補正されている15事業のうち7事業が2カ年で実施されるため、期間を平成25年度の単年度、限度額を836万2,000円として設定しようとするものであります。

また、平成24年度肉用牛肥育経営維持拡大対策事業につきましては、肥育素牛の導入に係る利子補給を行うため、期間を平成25年度から26年度までの2カ年、限度額を75万2,000円として設定しようとするものであります。

次に、議案第110号スキー場運営特別会計補正予算（第1号）であります。これは、矢島スキー場の圧雪車購入費を追加するものであり、その財源として過疎債を充てるものであります。これにより歳入歳出それぞれ2,940万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億9,652万8,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。この圧雪車購入事業に伴い、限度額を2,940万円として設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算の当常任委員会付託分及び特別会計補正予算の2件につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと

決定した次第であります。

最後に、本日追加提出されました議案第122号一般会計補正予算（第6号）ですが、当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入20款諸収入であります。雇用創造協議会貸付金元利収入及び鳥海山文化de元気実行委員会貸付金元利収入の追加であります。

続いて、歳出であります。

5款労働費につきましては、実践型地域雇用創造事業の国庫補助採択に伴い、歳入でも触れておりますが、事業主体である由利本荘市雇用創造協議会への補助金20万円と貸付金5,352万3,000円を追加するものであります。この新規事業は、地域活性化の取り組みとそれに即した実践的な人材育成等を一体的に進めることにより、雇用創造効果の向上を図ろうとするものであり、事業期間は今年度から3カ年で実施されるものであります。

6款農林水産業費につきましては、公用車車検費用、私有林に係る災害復旧事業単独補助金の追加であります。

7款商工費につきましては、桑ノ木台湿原への誘客を図るための誘導看板・仮設トイレ設置に要する経費の増額のほか、由利本荘市の鳥海山文化を活かした観光振興事業の国庫補助採択に伴い、歳入でも触れておりますが、事業主体である鳥海山文化de元気実行委員会への貸付金1,115万8,000円を追加するものであります。この新規事業は、市の文化遺産を活用し、伝統芸能、伝統行事の公開や後継者の育成など地域の特色ある総合的な取り組みを支援し、文化振興とともに観光振興、地域経済の活性化を図ろうとするものであり、事業期間は今年度から3カ年で実施されるものであります。

11款災害復旧費につきましては、融雪被害に伴う林道災害復旧事業費を増額するものであります。

以上、御報告申し上げました本補正予算の当常任委員会付託分につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。22番齋藤作圓君。

【建設常任委員長（齋藤作圓君）登壇】

○建設常任委員長（齋藤作圓君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、本日追加提出された案件を含め、条例関係2件、補正予算7件、契約関係5件の計14件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第88号市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてありますが、これは、本荘都市計画大門・本町通り周辺地区地区計画の都市計画決定に伴い、建築基準法に基づき、地区計画区域内における建築物の用途、壁面の位置、形態または意匠、垣または柵の構造等に関する制限、また、建築物の高さの最高限度などを定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第97号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案ではありますが、これは、大内地域の葛岡新田地区における浄化槽施設1基の廃止に伴い、別表を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、変更契約の案件であります。

議案第100号由利橋架替事業上部工工事請負変更契約の締結についてであります。これは、株式会社IHIインフラシステム東北営業所と21億9,194万8,500円で契約締結中の上部工工事について、契約を変更しようとするものであります。

変更する主な内容は、当初、地元業者等に分離発注を予定していた、車道歩道の防護柵、ケーブル定着部の侵入防止柵、歩道の高欄、照明灯、下流側防風板などに係る各設置工事及び車道歩道のアスファルト舗装工事について、現在の上部工工事請負業者に追加工事として一括発注するものであり、契約金額を1億4,969万2,200円増額し、23億4,164万700円に変更しようとするものであります。

なお、今回の変更契約に至る経緯と理由等につきまして、当局より説明を受けております。

その内容は、由利橋架替事業に係る工事については、国土交通省との河川協議により、河川占用期限が平成25年3月31日となっており、その期限内に最後の仮橋撤去工事まで完成させることが前提となっております。そのため仮橋撤去の工期から逆算しますと、新由利橋は平成25年1月には供用開始する必要があります。

当初は、地元発注できるものがないかという配慮等から、上部工工事と今回追加する工事を分離発注して並行して工事施工する予定でありましたが、上部工工事が進捗し、具体的な工程協議を重ねた段階において、これまで想定していなかった幾つかの課題等が出てきております。

1つには、今後、上部工施工業者のほか、電気、上下水道、天然ガスなど、橋梁への添架業者や交差点改良工事など多数の業者が作業現場に混在することになり、さらに今回の追加工事分を分離発注するとなると、作業スペースの確保など各職種間の総合的な施工調整が非常に困難になることが予想されること。

また、足場工については、添架業者と共同で利用し、上部工工事完成と同時に足場を撤去する工程であったが、添架作業の関係からもう1カ月足場使用を延長したい旨の申し出があるなど、全体の工程等を再度見直す必要があること。

これらの理由から、当初想定していた1月供用開始、3月末までの仮橋撤去の期限内完成に支障を及ぼす可能性があること。

以上の状況を踏まえ、今回の追加工事分については、上部工工事の変更契約とし、全体工程を一元化して管理することにより、現場において作業効率の向上、安全性の確保、臨機応変な施工などを図ることができ、河川占用期限内の工事完了が可能であると判断したものであり、御理解いただきたいという旨の説明でありました。

なお、由利橋架替事業上部工設置工事に関する継続費の予算関係については、これまでと変更がない旨を確認しております。

以上、御報告申し上げました変更契約の案件につきましては、原案のとおり可決すべ

きものと決定した次第であります。

続いて、補正予算の案件であります。

初めに、議案第103号一般会計補正予算（第5号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、15款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款であります。

なお、職員人件費については、4月1日付の定期人事異動に伴う補正でありますので、人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金では、凍上災に係る公共土木施設災害復旧費負担金の増額及び子吉川堤防除草作業委託金の増額であります。

15款県支出金では、河川費補助金において、局所がけ崩れ対策事業費補助金の増額であります。

21款市債では、道路改良事業債の減額及び凍上災に係る公共土木施設災害復旧事業債の増額であります。

次に、歳出についてであります。4款衛生費では、3項1目上水道費において、簡易水道事業特別会計への繰出金の減額であります。

6款農林水産業費では、1項8目集落排水事業費において、集落排水事業特別会計への繰出金の増額であります。

8款土木費では、2項道路橋梁費において、市道用地に係る測量・登記委託料の増額、本荘地域の一番堰4号線の道路改良及び由利橋架替事業に係る社会資本整備総合交付金事業費の組み替え補正が主なものであります。

3項河川費においては、岩城地域の上蛇田地区に係る局所がけ崩れ対策事業費の追加などあります。

5項都市計画費においては、停車場栄町線大門・本町通りまちづくり支援事業費の増額、下水道事業特別会計への繰出金の減額のほか、緊急雇用創出臨時対策基金事業に係る公園管理費の増額が主なものであります。

また、6項住宅費においては、公営住宅システム端末装置修繕費の増額であります。

11款2項公共土木施設災害復旧費では、凍上災に係る市道40カ所の補助災害復旧事業費を追加するほか、矢島地域3カ所の河川、道路の小破災害復旧に係る経費を追加しようとするものであります。

次に、議案第107号下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入においては、一般会計繰入金を減額し、歳出においては、人事異動に伴う職員人件費の増減を調整するものであり、歳入歳出それぞれ705万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を25億7,614万円にしようとするものであります。

次に、議案第108号集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入では、農業集落排水事業費補助金において地域自主戦略交付金を追加するほか、一般会計繰入金の増額であります。歳出では、地域自主戦略交付金を活用した本荘地区排水処理施設の維持適正化診断業務委託料の追加及び人事異動に伴う職員人件費の増減調整であり、歳入歳出それぞれ1,507万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を19億1,281万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第109号簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入に

においては、一般会計繰入金を減額し、歳出においては、人事異動に伴い職員人件費を減額するものであり、歳入歳出それぞれ932万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を9億2,695万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第112号水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入においては、人事異動に伴う児童手当等の調整により、一般会計から繰り入れる補助金を50万4,000円減額し、総額を16億80万1,000円にするものであり、同じく支出においては、水道施設に係る修繕費、業務委託料等の増額及び人事異動に伴う職員人件費の減額など867万5,000円を減額し、総額を12億9,002万2,000円にしようとするものであります。

また、資本的支出においては、今後予定されている市道鶴沼薬師堂線の道路改良工事に伴う配水管布設工事に向けた実施設計業務委託料の増額及び人事異動に伴う職員人件費の減額など245万9,000円を減額し、総額を21億844万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第113号ガス事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出において、人事異動に伴い職員人件費725万5,000円を減額し、総額を10億6,177万8,000円にしようとするものであります。

また、資本的支出においては、同じく人事異動に伴い職員人件費2万4,000円を増額し、総額を4億9,545万7,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計、計6件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

初めに、契約関係の案件であります。

議案第115号物品（除雪グレーダ）購入契約の締結についてであります。これは、本荘地域に配備する除雪グレーダ1台の購入について、指名競争入札の結果、契約金額2,079万円でキャタピラー東北株式会社本荘営業所と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第116号物品（ロータリ除雪車）購入契約の締結についてであります。これは、矢島地域に配備するロータリ除雪車1台の購入について、指名競争入札の結果、契約金額2,268万円で打川自動車株式会社と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第117号物品（小型ロータリ除雪車）購入契約の締結についてであります。これは、矢島及び岩城地域に配備する小型ロータリ除雪車2台の購入について、指名競争入札の結果、契約金額3,675万円で株式会社KCMJ秋田営業所と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第118号物品（除雪ドーザ）購入契約の締結についてであります。これは、大内、東由利、西目及び鳥海の各地域に配備する除雪ドーザ4台の購入について、指名競争入札の結果、契約金額5,402万2,500円でコマツ秋田株式会社由利支店と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の契約案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議案第122号一般会計補正予算（第6号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出8款土木費であります。

これは、5項都市計画費6目公園管理費において、本荘公園の環境整備を図るため、高中木整姿工、低木整姿工、のり面抜根工、杉等伐採工、三ヶ月堀整備工などの樹木管理等整備業務委託に要する経費を追加しようとするものであります。

この補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。関連または必要と認めるときは、議案・陳情を一括議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案・陳情の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

○議長（渡部功君） 日程第5、議案第88号由利本荘市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第88号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第6、議案第89号税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第89号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第7、議案第90号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

○3番（佐々木隆一君） 私は、議案第90号由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に賛成の立場から討論いたします。

高すぎる保険税、無慈悲な保険証の取り上げ、強権的な取り立て等々、自民党政権以来の過酷な国保行政のもと、全国各地で住民の暮らしと健康、命が脅かされる事態が引き起こされています。民主党政権は、さらなる国保税値上げや滞納制裁に自治体を駆り立てる国保広域化路線を推進し、この4月、国保の給付財政を都道府県単位に統合する法案を国会で成立させました。

こうした動きの一方、国保制度の改善を求める住民運動が全国各地で広がり、保険税の引き下げや減免制度の拡充、保険証取り上げの是正などの成果も生まれているようです。

国保の財政難と国保税高騰を招いた元凶は、国の予算削減であることは何度も述べました。歴代政権は、1984年の国保法改悪で医療費に対する国庫負担を引き下げたのを皮切りに、国保に対する国の責任を次々と後退させてきました。その結果、国保の総収入に占める国庫支出の割合は、80年代前半の50%から2010年度には25.6%に半減しています。こうした国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と一体に進んだことが、事態を一層深刻にしました。

バブル崩壊直前の90年度、国保加入世帯の平均所得は年240万円でしたが、2010年度は148万円まで落ち込みました。不況などによる自営業者、農家の経営難とともに、低賃金の非正規労働者の国保加入、低所得の高齢者が国保加入者の多数を占めるようになったことが大きな要因であります。同じ時期に1人当たりの国保税は6万円から9万円にはね上がりました。これでは滞納がふえるのも当然でしょう。

年金生活者や失業者が加入する国保は、もともと適切な国庫負担なしには成り立たない医療保険であります。ところが、歴代政権は国庫負担を削減し続け、しかも国保世帯の貧困化のもとでもそれを見直しませんでした。この二重の失政により、国保は財政難、保険料高騰、滞納増という悪循環から抜け出せなくなりました。

さらに、資格証明書の導入などの強化を行ってきましたが、負担が重すぎて払えない

という根本問題を放置したまま取り立てを強化しても、収納率が抜本的に改善するはずがありません。これらの悪政、失政により、国保は住民の医療保障という本来の役割を大きく後退させ、逆に重い負担や過酷な滞納制裁で住民の生活と健康、命まで脅かすという本末転倒が拡大していったのです。

本市国保税は、一昨年の平成22年、前年対比平均15.5%値上がりし、所得に占める割合が20%になり、私はその際も国保への国庫負担の削減など、国の責任で払える国保税に、そして所得に占める割合が2割というのは、市民の生活が厳しさを増す中で、払いたくとも払いきれない状況になる、上げるべきではないと反対しました。その後も国保の財政悪化で、滞納制裁強化などはすべきでないと論戦を展開しました。

私どもに寄せられる声やアンケートには、高い国保税を何とかしてくれというのが一番多いのであります。今回の改定で、1人当たり5,000円の引き下げ、1世帯当たり5,000円の引き下げ、税率でも後期高齢者支援金分と介護納付金分は若干上がるにしても、一般医療分は1.5%下がり、このたびの引き下げは市民の皆さんから歓迎され、市当局の対応は高く評価するものです。しかし、所得180万円の世帯では2万7,400円の引き下げでも、改定後の税額が35万8,100円と、所得に占める税額の割合が19.8%と高額で、厳しさに変わりはありません。引き下げへの一層の努力と、そして、国においては抜本改革が今こそ必要でしょう。国保広域化などは国保改革の打開にはならないことを申し添えます。

以上であります。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第90号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第8、議案第91号印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第91号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第9、議案第92号手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第92号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第10、議案第93号医師確保奨学資金貸付条例の一部を改正する条例案から日程第13、議案第96号長寿祝金条例の一部を改正する条例案までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第93号から議案第96号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第14、議案第97号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第97号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第15、議案第98号火災予防条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第98号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第16、議案第99号さけ・ます増殖施設条例を廃止する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第99号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第17、議案第100号由利橋架替事業上部工工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第100号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第18、議案第101号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第101号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第19、議案第103号一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第103号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第20、議案第104号診療所運営特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第104号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第21、議案第105号情報センター特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第105号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第22、議案第106号介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第106号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第23、議案第107号下水道事業特別会計補正予算（第2号）から日程第25、議案第109号簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第107号から議案第109号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第26、議案第110号スキー場運営特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第110号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第27、議案第111号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第111号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第28、議案第112号水道事業会計補正予算（第1号）及び日程

第29、議案第113号ガス事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。
建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第112号及び議案第113号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第30、議案第115号物品（除雪グレーダ）購入契約の締結についてから日程第33、議案第118号物品（除雪ドーザ）購入契約の締結についてまでの4件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第115号から議案第118号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第34、議案第119号物品（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）購入契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第119号は、原案のとおり可決

されました。

○議長（渡部功君） 日程第35、議案第120号水林球場グラウンド整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第120号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第36、議案第121号本荘文化会館等解体工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第121号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第37、議案第122号一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第122号は、原案のとおり可決されました。

- 議長（渡部功君） 日程第38、継続審査中の平成23年陳情第14号消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

- 3番（佐々木隆一君） 継続審査中の平成23年陳情第14号消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての陳情について、採択すべきとの討論であります。

この10年間、年金は引き下げ続けられてきました。その上、年金受給者への課税が強化され、医療、介護等の保険料が上がり続けています。教育民生常任委員会でも財源論などが噴出しました。

消費税増税に言及します。今月21日に迫った国会会期末までの消費税増税法案の衆議院採決に向け、民主、自民、公明の3党が修正協議という名の増税談合を始めています。国会では増税賛成派が多数を占めているように見えても、朝日や毎日などマスコミのいずれの世論調査でも、過半数の国民が反対しており、少数の増税賛成の政党が陰で談合し、増税を押しつけるやり方は許されません。ただでさえ、国民の所得も消費も落ち込んでいるときに13.5兆円もの大增税を行ったら、日本経済の6割を占める個人消費、日本の雇用の7割を支える中小企業に大打撃を与えます。そんなことをすれば、日本経済をどん底に突き落とすことは火を見るより明らかであります。

消費税を幾らふやしても経済が悪くなれば、財政は悪化するばかりであります。97年に自民党橋本内閣が消費税を増税しましたが、景気の悪化と大企業、大金持ち減税によって、税収は逆に14兆円も減っているのです。

日本共産党は消費税増税に反対するだけでなく、それにかわる財源を示す抜本的な対案を発表しました。能力に応じた負担の原則に立った税財政の改革と、国民の所得をふやす経済の民主的改革を同時に進め、社会保障の充実と財政危機の打開を図る道です。

能力に応じた負担、これは近代税制の大原則です。国民の所得が減り、経済成長もとまったままでは、社会保障の財源づくりも財政危機の打開もできません。経済が冷え込んでいるのは、国民が生み出した富が大企業の内部にため込まれ、死に金になっているからであります。

私たち国民の暮らしと権利を守るルールをつくり、国民の所得をふやす経済改革を行い、大企業の260兆円もの内部留保を日本経済成長のために使うことが可能になります。税収をふやし社会保障の財源をつくることも、財政危機を打開する道も、消費税増税に頼らなくともできるのであります。

聖域のない無駄を削減することで、財源は確保することができます。ダム建設、大都市環状道路など不要不急の大型公共事業の見直し、5兆円の軍事費にメスを入れる。昨年の大震災の際、津波で水没した航空自衛隊松島基地のF2戦闘機18機が流されたのは、皆さんテレビをごらんになっておわかりのことかと思えます。地震が起きて津波が来るまで大分時間があつたのです。しかしながら、1機も飛ぶことができませんでした。それで危機管理が一体できるというのでしょうか。本年、そのうちの6機を修復し、1機当たり、これが130億円、導入したときの価格が110億円、こんな矛盾した話もないでしょう。在日米軍に対する駐留経費負担は総額で7,000億円、日本の基地として使用されている総評価額は14兆円とも言われているのであります。また、1機100億円もする次期主力戦闘機F35を今年度4機と、取得経費として計600億円が計上され、42機を導入、1兆6,000億円であります。

先日、内閣府から、昨年1年間の自殺者3万651人という白書が出ました。自国の国民の命と暮らしを守ることにもできずに、5兆円にも上る軍事予算は、誰を守るというのでしょうか。

大企業減税をやめ、増税は、まず富裕層から行うべきであります。一例をあげると、株取引の儲けのための軽減措置は10%、大儲けの一部の富裕層に巨額の減税の恩恵を与える一方、庶民の預貯金の税率は20%、これほど逆立ちした話もありません。

暮らしと経済を直撃する消費税増税は、税収を減らして財政も共倒れにする最悪の道です。消費税に頼らなくとも財源を生み出せる展望をさらに広く国民に知らせていきたいと思うのであります。

よって、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての陳情は採択すべきであります。

以上であります。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立少数であります。よって継続審査中の平成23年陳情第14号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第39、継続審査中の平成23年陳情第16号無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

○3番（佐々木隆一君） 継続審査中の平成23年陳情第16号無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める意見書提出についての陳情について、採択すべきとの立場で討論いたします。

陳情の文面にもありますが、昨年4月から年金が0.4%引き下げられました。年金引き下げの根拠としている消費者物価指数の低下は、高校授業料無料化や薄型テレビの値下げなどによるものであり、毎日の生活に欠くことのできない生鮮食料品等は値上がりしています。物価指数などの推計は、高齢者の生活実態とは大きくかけ離れており、年金引き下げの指標とはならないものであります。

国民年金は、年金への信頼感が失われていることとあわせ、低所得者、非正規労働者の増加傾向などの影響で納付率が50%と、将来が危惧されるのであります。

憲法第25条には、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあり、これは、ごくわかりやすい表現と構造で、生存、生活、健康の権利と国の保障責任を明確にしています。

今、日本の働く人々を2つの苦難が襲っています。1つは、80年代中ごろからの新自由主義、構造改革政策による国民生活と日本の地域と国家の破壊であり、第2に、東日本大震災、原発災害であり、まさに国の形、あり方が問われています。

私たちの目指す福祉国家とは、人権が十分に保障される、尊厳を持って生きていける国ではないかと思われまます。

よって本陳情は、最低保障年金制度実現までの救済策として基礎年金国庫負担分である3万3,000円相当額を、無年金者やこの額に満たない低年金者に支給することを旨としたものであり、採択すべきことを申し添えます。

以上であります。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立少数であります。よって継続審査中の平成23年陳情第16号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第40、継続審査についてを議題といたします。

継続審査中の陳情第3号子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出についての陳情及び継続審査中の陳情第6号公的年金の改悪に反対する意見書提出についての陳情、並びに継続審査中の平成23年陳情第8号「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める意見書提出についての陳情及び継続審査中の平成23年陳情第12号「社会保障と税の一体改革」

の中止を求める意見書提出についての陳情の4件の陳情については、各常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。各委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第3号及び陳情第6号並びに継続審査中の平成23年陳情第8号及び陳情第12号の計4件の陳情は、継続審査とすることに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案・陳情において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る5月28日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成24年第2回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時12分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

議 員 今 野 英 元

議 員 渡 部 専 一